

3・11後を生きる

健康、ストレス対策を

応急仮設住宅での暮らし



首都大震災

たとえ用地を選定して必要面積を確保します。公有地を確保できない場合は民有地を借り上げますが、借用期限の問題が起きるのを避けるためにもできるだけ公有地を使います。阪神大震災(仮設住宅最大約四万八千戸)や東日本大震災(同約七万二千戸)の大規模災害では、既存の市街地から遠くて分散した場所に応急仮設住宅を建設せざるを得ないケースもありました。

震災などで被災者になるのは突然のことです。自宅に住めなくなると避難所での生活が始まります。被災地域の行政が災害救助法の適用を受けると、応急仮設住宅の建設に着手します。最初に行われるのが被災者への意向調査です。罹災証明を基に仮設住宅への入居を希望するかどつか、必要な戸数を把握します。次に建設用地の選定に入ります。

空き地であればいいのではありません。平地であるか、公有地であるか、上下水道本管へのアクセスが可能か、資機材の搬入が可能かなど建設条件を満たす。次に建設用地の選定に入ります。

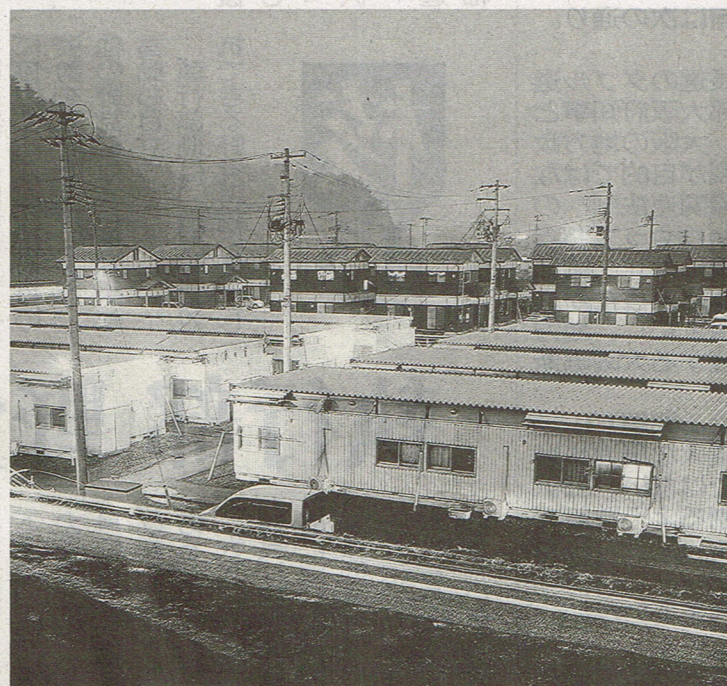


防災・危機管理ジャーナリスト

渡辺 実さん

わたなべ・みのる 1951年生まれ。35年以上にわたり、国内外の被災地取材し、防災対策の提言を続ける。株式会社まちづくり計画研究所代表取締役所長。「都市住民のための防災読本」「高層難民」など著書多数。

入居は抽選です。東日本大震災では、救助法基準が定める仮設住宅一戸当たりの建設費は二百三十八万七千円ですが、実際の単価は約六百十七万七千七百三十万円(厚生労働省、二〇一三年一月現在)かかっています。全額国費で負担するので入居者の家賃負担はありません。駐車場も無料ですが、電気・ガス(プロパン)・水道・電話料金は入居者が払います。避難所では食費もかかりませんが、仮設住宅に入居すると生活費は被災者の負担になります。応急仮設住宅の使用期間は原則二年です。過去、被災地復興の状況から期間は延長されていきます。四年以上経過した東日本大震災の被災各地でも、多くの応急仮設住宅の使用が続いています。使用期間二年は、基礎が松くい打たれたプレハブ住宅であることから耐用年数を考慮しての算出です。阪神大震災での応急仮設は最大五年間の延長で解消になりましたが、五年使用と松くい腐食し壁や床も損傷がひどく、台風など強風で飛ばされようというロープで補強しながらの生活でした。



東日本大震災から4年。岩手県大槌町の仮設住宅では多くの人が避難生活を送る—2015年3月10日

東日本大震災での応急仮設住宅の基本ユニットは二〜三人用2DK(約三十平方メートル)など二タイプです。すべてトイレ・ユニットバス付き。エアコンは住戸に一台だけ。東北地方の気候を配慮して玄関に風除室が設置されました。この基本ユニットを壁一枚で連続させ、長屋として建設しています。生活空間とも呼べない厳しい。避難所生活から応急仮設住宅への入居は、被災者にとって大きな転換点ですが、あくまでも仮設なのです。夏季は鉄板屋根からの熱で部屋の中は暑く、冬季はすきま風や結露、カビに悩まされ、健康を害するお年寄りも多く生じます。避難所生活ではプライバシーが保たれないかわりに、地域の仲間がそばにいる安心感がありました。しかし応急仮設住宅ではコミュニティが崩れて孤独になる、壁が薄いために隣家の音が筒抜けになる、など新たなストレスがたまっていきます。その結果、孤独死など震災関連死へとつながる最悪の事態も起きています。

いま、あなたが被災者となり自宅を失ったら。避難所から応急仮設住宅へ、そして災害復興住宅等へと、住まいの再建への単線路線が国によって用意されています。住まい再建への長い道のり。各段階で改善されるべき課題は山ほどあります。